

配食型見守りサービス事業

人が生きるために必要なもの…「食事」です。

静岡市では、一人暮らしの高齢者で、食事の準備に支障がある方に対して、『配食型見守りサービス』という事業を行なっています。以前は「食事サービス」や「配食サービス」と呼ばれていましたが、平成24年7月より『配食型見守りサービス』という名称に変更されました。

では、どんなサービスなのでしょう？

従来の食事（配食）サービスは、週4回夕食を配達し、同時に安否確認を行なうという内容でした。料金は1食（1回）あたり500円で、半分の250円を利用者、250円を市が負担するという仕組みでした。

名称の変更によってサービスの内容も一部変更になりましたので、対象者や内容についてご説明したいと思います。

【対象者】（全てに該当することが条件）

①在宅で一人暮らしの人または高齢者世帯

※同居者が18歳未満のみ、高齢者でなくても障がい者等、緊急時の対応が困難と考えられる場合も対象

②日常的に食事の準備に支障がある人

（要介護、要支援認定を受けている又はそれになるおそれの高い方）

【内容】

○食事の配達および安否確認

○月～金曜の週5日まで

○昼食または夕食（1日1食）

○1食300～600円

※金額は宅配事業所によって異なります

【お申込み】

○担当ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター

○各区の高齢介護課

（高齢介護課：354-2162）

